

8月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和5年8月15日

脳ドック申込のご案内

対象となる方



- ・大和郡山市国民健康保険の被保険者
- ・令和5年4月1日時点で、加入期間が1年以上継続
(令和4年4月1日以前からの加入者)
- ・令和5年4月1日現在、**40歳以上74歳以下**
(昭和23年10月2日～昭和58年4月1日生まれの人)
- ・国民健康保険税（令和5年度第2期まで）を完納していること（分納している世帯は対象外）

1. 市役所で申込をする

- ・電話での申し込みはできません
- ・申し込み時点で受診する医療機関を決めていただきます
下記表を参考に事前に決めておいてください

指定医療機関	住 所	検査日の予約方法
かきざきクリニック	本庄町297-1	電話予約可
郡 山 青 藍 病 院	本庄町1-1	電話予約可
田 北 病 院	城南町2-13	来院にて予約のみ
大 和 郡 山 病 院	朝日町1-62	来院*にて予約のみ *日時指定があります

- 申込期間：9月3日（日）～9月8日（金）
ただし、初日は**8:30～12:00**・平日は8:30～17:15
- 申込先：市役所 保険年金課給付係（1階③番窓口）
- 定員：400名

2. 病院に予約する

初日申し込みの方へ

受付開始直後はとても混みあいます。
初日受付は、定員に達しても受付しますので、
来院時間の分散にご協力ください。



3. 病院に行く

受診期間：令和5年10月1日～令和6年2月28日
検査料：5,000円

柔道整復・鍼灸・マッサージのかかり方

柔道整復（整骨院・接骨院）では

○ 健康保険証が使える場合

- ・外傷性のねん座・打撲・肉離れ・挫傷
 - ・骨折・脱臼の施術
- （ただし応急手当を除き医師の同意が必要）

✗ 健康保険証が使えない場合

- ・日常生活における肉体疲労、肩こりなど
- ・ヘルニアや神経痛などからくる痛み
- ・すでに医療機関で治療中の部位の施術 等

鍼灸院・マッサージ施術院では

○ 健康保険証が使える場合

- ・医師の同意書や診断書がある場合に限る

例 鍼灸院：リウマチ、五十肩などの対象病名であって
医師からの診断があるもの

マッサージ施術院：筋麻痺や筋萎縮などにより

医療上マッサージを必要とする場合

✗ 健康保険証が使えない場合

- ・上記以外のもの

健康保険証を使用した際に発生する保険給付費はみなさまに納めていただいた国民健康保険税によってまかなわれています。保険証の使える範囲や内容を知つていただき、保険財政の適正化へのご協力をお願ひいたします。

ジェネリック医薬品のご案内



対象の薬を使用している人へ

「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」

をお送りしています。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、開発期間や費用が少ないため、新薬より安価で提供されています。

ジェネリック医薬品を使用されるかどうかの参考資料としてお役立てください。

交通事故のケガの治療で保険証を使ったら必ず届出を

交通事故など第三者の行為によってケガをし、保険証を使った治療を受けたときは「第三者行為による被害（傷病）届」の届出をする必要があります。示談の前に必ずご相談ください。

